

第9回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月11日（月）午後3時00分～4時00分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 金子 節夫
 - 2番 島田 信成
 - 3番 中野 文子
 - 4番 高田 洋子
 - 5番 齋藤 澄博
 - 6番 横山 宏
 - 7番 松島 章倫
 - 8番 横山 正行
 - 9番 中村 政五郎
 - 10番 小林 修
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 茂木 智哉
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 第22号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
 - 第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

| | |
|----------|--|
| 会長（横山） | <p>それでは只今より、第9回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p> |
| 事務局長（吉田） | <p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p> |
| 会長（横山） | <p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第9回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号6番横山宏委員、同じく7番松島章倫委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>ここで、事務局より説明事項があります。</p> |
| 事務局（國府田） | <p>先程お配りした追加資料3枚について、説明させていただきます。まず1枚目ですが、上申書と記載されている資料となります。こちらの資料は、この後審議いただく議案第22号に関連するものとなります。この後詳しく説明させていただきます。つづきまして、2枚目になります。こちらの資料は、議案書3ページの案件について、事務局の不注意により文言に誤りがありましたので、差し替えをお願いするものとなります。つづきまして、3枚目になります。こちらの資料は、農地法第5条の許可申請について、当初、全部で番号5番まで案件がございましたが、議案書4ページにあります、農地法第4条の番号2番の案件について、こちらの案件は県との協議の結果、農地法第4条の申請では相応しくないため、農地法第5条の申請に変更するべきと指摘がありました。そのため、農地法第5条の番号6番として扱わせていただくものとなります。</p> <p>以上のことから、農地法第4条の案件は全部で番号3番までありましたが、番号2番の削除により番号3番の案件は番号2番として扱わせていただきます。以上となります。</p> |
| 会長（横山） | <p>議事日程第2、議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。1番について事務局より説明願います。</p> |
| 事務局（國府田） | <p>議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定</p> |

| | |
|----------|--|
| 事務局(國府田) | <p>による許可の取消願があったので、審議の決定を求めます。令和6年3月11日、邑楽町農業委員会長、横山正行。</p> <p>願出理由、許可取消願出のあった土地の表示については議案書記載の通りでございます。この案件は、当初、農地法第3条の規定による所有権の移転による申請が議案書記載の譲受人、譲渡人より3筆分、令和5年11月24日に申請され、令和5年12月11日の総会にて許可されました。その後、その許可を受けた3筆の内、2筆の許可の取消願いが提出されたものです。この2筆は、かつて平成6年に農業用施設用地として農地法第4条の転用許可が出ており、その後農業用倉庫作業場が建てられております。ただ、地目変更等は行われず、農業用倉庫作業場として使っていた方はお亡くなりになり、そうした状況もあって、所有権移転を行うに当たっては、農地法第3条の申請を令和5年11月24日、そして12月11日に許可されたという経緯でございます。ただ先ほど申し上げたように、かつて転用許可が出ていること、現状は農業施設が建っていることから、この部分を現況に合わせ、宅地に地目変更したいとの申し出がありました。その際、願出人である譲受人より、地目変更後についても、譲受人が農業用施設として引き続き利用し第三者に売却はしないこと、また、この度の取消願出に該当しない残り1筆についても引き続き適切に耕作していくことを約束する旨の上申書も同時に提出されているところであります。以上です。</p> |
| 会長(横山) | <p>事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、願出を認めることを決定いたしました。</p> <p>次に議案第23号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)を議題とします。議案第23号の1番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律、第31条の第1項議事参与の制限の規定により、審議が終了するまでの間、10番小林修委員の退席をお願いします。</p> <p>(10番小林修委員の退席)</p> |

| | |
|----------|--|
| 会長（横山） | 1 番について事務局より、説明を願います。 |
| 事務局(國府田) | <p>議案書 3 ページ（差し替え版）をご覧ください。議案第 23 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権）であります。次の通り、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和 6 年 3 月 11 日、邑楽町農業委員会長、横山正行。</p> <p>番号 1 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、4 ページから 6 ページを参照してください。以上です。</p> |
| 会長（横山） | <p>事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>（10 番小林修委員の入室）</p> <p>2 番について事務局より、説明を願います。</p> |
| 事務局(國府田) | <p>番号 2 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、7 ページから 11 ページを参照してください。以上です。</p> |
| 会長（横山） | <p>事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> |

| | |
|----------|---|
| 会長（横山） | 次に議案第24号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。1番について、事務局より説明を願います |
| 事務局（國府田） | <p>議案第24号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次のとおり、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和6年3月11日、邑楽町農業委員長、横山正行。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、12ページから15ページを参照してください。以上です。</p> |
| 会長（横山） | 事務局からの説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員からの報告をお願いします。 |
| 1番（金子） | <p>1番金子です。3月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字中野字新井地内、案内図は資料12ページ、付近状況図は13ページを参照してください。申請地は東武小泉線篠塚駅から北東に188メートルのところに位置しています。現状は資料14ページの公図のとおり、畑の中に住宅と通路がありますが、議案書のとおり、既に青地の除外が完了している追認案件となります。農地区分は第3種農地として判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく願います。</p> |
| 会長（横山） | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。</p> <p>次に番号2番について、事務局より説明を願います。</p> |
| 事務局（國府田） | 繰り上げとさせていただきました番号2番の案件について、説明させていただきます。番号2番。申請人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につま |

| | |
|----------|--|
| 事務局(國府田) | しては、20ページから23ページを参照してください。以上です。 |
| 会長(横山) | 事務局からの説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員からの報告をお願いします。 |
| 4番(高田) | 4番高田です。3月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字馬場地内、案内図は資料20ページ、付近状況図は21ページを参照してください。申請地は国道354号線より北に少し入った住宅地となります。現状は既に住宅敷地として利用されており、是正による申請となります。農地区分は第2種農地として判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。 |
| 会長(横山) | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。</p> <p>次に議案第25号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。1番について事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局(國府田) | <p>議案第25号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次のとおり、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和6年3月11日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、24ページから27ページを参照してください。以上です。</p> |
| 会長(横山) | 事務局からの説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員からの報告をお願いします。 |

| | |
|----------|---|
| 6番 (横山) | <p>6番横山です。3月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料24ページ、付近状況図は25ページを参照してください。申請地は国道354号線より北に50メートルくらいのところに位置しています。農地区分はその他の第2種農地として判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> |
| 会長 (横山) | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。</p> <p>2番について、事務局より説明を願います。</p> |
| 事務局(國府田) | <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、28ページから31ページを参照してください。以上です。</p> |
| 会長 (横山) | <p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員からの報告をお願いします。</p> |
| 1番 (金子) | <p>1番金子です。3月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字中野字道陸神地内、案内図は資料28ページ、付近状況図は29ページを参照してください。申請地は国道122号線の中野向地交差点から北西に75メートルくらいのところに位置しています。中野市街化区域から400メートルであり、500メートル以内の地域内の農地であるため、市街地近傍小集団農地の第2種農地として判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> |
| 会長 (横山) | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| <p>会長（横山）</p> | <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。</p> <p>3番について、事務局より説明を願います。</p> |
| <p>事務局（國府田）</p> | <p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、32ページから35ページを参照してください。以上です。</p> |
| <p>会長（横山）</p> | <p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員からの報告をお願いします。</p> |
| <p>6番（横山）</p> | <p>6番横山です。3月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字昭和地内、案内図は資料32ページ、付近状況図は33ページを参照してください。申請地は長柄小学校から東に80メートルくらいのところに位置しています。市街地近傍小集団農地の第2種農地として判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく願います。</p> |
| <p>会長（横山）</p> | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。</p> <p>4番について、事務局より説明を願います。</p> |
| <p>事務局（國府田）</p> | <p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由について</p> |

| | |
|----------|---|
| 事務局(國府田) | は議案書記載の通りでございます。資料につきましては、36ページから39ページを参照してください。以上です。 |
| 会長(横山) | 事務局からの説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員からの報告をお願いします。 |
| 4番(高田) | 4番高田です。3月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字馬場地内、案内図は資料36ページ、付近状況図は37ページを参照してください。申請地は国道354号線から北に少し入ったところに位置しています。分家住宅として申請されており、農地区分は第2種農地として判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。 |
| 会長(横山) | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。</p> <p>5番について、事務局より説明を願います。</p> |
| 事務局(國府田) | 番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、40ページから44ページを参照してください。以上です。 |
| 会長(横山) | 事務局からの説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員からの報告をお願いします。 |
| 6番(横山) | 6番横山です。3月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字昭和地内、案内図は資料40ページ、付近状況図は41ページを参照してください。申請地は県道矢島大泉線の昭和信号から南東に30メートルくらいのところに位置しています。農地区分はその他の第2種農地として判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判 |

| | |
|----------|--|
| 6番 (横山) | 断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 |
| 会長 (横山) | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(7番松島委員挙手)</p> |
| 7番 (松島) | 7番松島です。申請地の北側に接している小谷野美津江氏の農地について、個人的に当該農地を耕作するように依頼されているが、北側に塀ができたりする可能性はあるのか聞きたい。また、排水対策についてはどのように考えているのか。 |
| 事務局(國府田) | 資料44ページにあります、土地利用計画図をご覧くださいながら、ご質問にお答えさせていただきます。申請地全体は30センチメートルの嵩上げをします。嵩上げをすることになりますので、転用の申請と併せて町土砂条例の許可申請も提出されています。周囲を30センチメートル若しくは箇所によっては50センチメートルの平場を設け、かつ角度30度以下での法面を施工した上で実施し、更に周囲は2メートル未満の鋼板により囲む計画としております。排水対策については、申請地全体を嵩上げをしますが、若干の勾配を設けて、雨水単粒採石貯留槽を設置し、この場所に雨水が集まるようにして浸透で処理を行います。 |
| 会長 (横山) | <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> |
| 事務局(國府田) | <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。</p> <p>6番について、事務局より説明を願います。</p> |
| 事務局(國府田) | 追加資料の3枚目をご覧ください。番号6番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、16ページから19ページを参照してください。以上です。 |
| 会長 (横山) | 事務局からの説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員からの報告をお願いします。 |
| 1番 (金子) | 1番金子です。3月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字中野字新井地内、案内図は資料16ペー |

| | |
|----------|--|
| 1 番 (金子) | <p>ジ、付近状況図は17ページを参照してください。申請地は東武小泉線篠塚駅から北東に200メートルのところにあります。現状は、資料18ページのとおり、金型製作所が建てられておりますが、議案書のとおり、既に青地の除外が完了している追認案件となります。農地区分は第2種農地として判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> |
| 会長 (横山) | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。</p> <p>次に報告第9号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。1番について、事務局より報告願います。</p> |
| 事務局(國府田) | <p>報告第9号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和6年3月11日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については45ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p> |
| 会長 (横山) | <p>以上で本日本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第9回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p> |

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和6年3月11日

邑楽町農業委員会 会長 横山 正行

委員 横山 宏

委員 松島 章倫